

あなたのお給料

最低賃金



すべての労働者
すべての使用者に適用される

毎年 チェック
しよう!

改定されます

2025年10月4日から



宮城県

 の地域別
最低賃金は
1,038 時給 円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,298 時給 円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

以上?

義務 **法律で**
決められています
都道府県ごと

- ✓ 最低賃金は、毎年、**都道府県ごとに見直されます**
- ✓ 会社は、**最低賃金額以上の賃金を支払う義務**があります
- ✓ **最低賃金額を下回る賃金は法律違反**となり、下回った場合、**差額を請求**できます
- ✓ パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、**原則すべての労働者とその使用者に適用**されます
- ✓ お給料が**月給制でも適用**されます

未済?

無効 **差額請求** **違反** **下回る**

もしも **最低賃金より低いかも?** と思ったら...

なんでも労働相談ホットラインへ

24時間・15言語でサポートします!

労働相談チャットボット「ゆにボ」



0120-154-052

いこうよ れんごう に

スマホ・携帯 OK



日本労働組合総連合会宮城県連合会 (連合宮城)

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目12-7 ハーネル仙台7階

<http://miyagi.jtuc-rengo.jp/>

連合宮城